新たな自己資本充実度の枠組み: 第三の柱、市場規律

市中協議ペーパー

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル 2000 年 1 月

目 次

| エグゼクティブ・ | ・サマリー | 1 |
|-----------|--------------------|-------------|
| 1.総論 | | 2 |
| 2 . 自己資本に | 関するディスクロージャー強化の論理的 | 根拠 3 |
| 3.ディスクロ | ージャーの指針 | 5 |
| 自己資本の構造 | 造 | 6 |
| 提言 1 | | 6 |
| 提言 2 | | 7 |
| リスク・エクス | スポージャー | 8 |
| 提言 3 | | 8 |
| 自己資本充実原 | 度の測定 | 10 |
| 提言 4 | | 10 |
| 提言 5 | | 11 |
| 提言 6 | | 11 |

透明性小委員会

議 長: Ms Susan Krause (1999年10月まで) Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.

> Mr Jan Brockmeijer (1999年10月から) De Nederlandsche Bank N.V.

| Belgium | Mr Luc Van Cauter | Commission Bancaire et Financière |
|-------------|------------------------|-------------------------------------------|
| Canada | Ms Nancy Sinclair | Office of the Superintendent of Financial |
| France | M Christian Delhomme | Institutions Commission Bancaire |
| Germany | Herr Karl-Heinz Hillen | Deutsche Bundesbank |
| | Herr Michael Wendt | Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen |
| Italy | Dott. Antonio Renzi | Banca d'Italia |
| 日本 | 藤 江 康 弘 | 日本銀行 |
| | 石 村 幸 三 | 金融監督庁 |
| Luxembourg | M Guy Haas | Commission de Surveillance du Secteur |
| Netherlands | Mr Alfred Verhoeven | Financier De Nederlandsche Bank N.V. |
| Sweden | Ms Brita Åberg | Finansinspektionen |
| Switzerland | Mr Rolf Gertsch | Eidgenössische Bankenkommission |
| UK | Ms Jane Blackburn | Financial Services Authority |
| US | Mr Gerald Edwards | Federal Reserve Board |
| | Mr Greg Eller | Federal Reserve Board |
| | Mr Tom Rees | Office of the Comptroller of the Currency |
| | Ms Inga Swanner | Office of the Comptroller of the Currency |
| | Mr William Stark | Federal Deposit Insurance Corporation |
| | Ms Sarah Dahlgren | Federal Reserve Bank of New York |
| EU | Mr Patrick Brady | European Commission |
| Secretariat | Mr Magnus Orrell | Basel Committee on Banking Supervision, |

Bank for International Settlements

新たな自己資本充実度の枠組み:第三の柱、市場規律

エグゼクティブ・サマリー

本ペーパーは、銀行の自己資本充実を促進する際に、市場規律が果たす役割を 高めるためにはどのようなディスクロージャーがなされるべきかということに 関して、詳細な指針を提供するものである。また、バーゼル委員会が 1999 年 6 月に公表した市中協議ペーパー「新しい自己資本充実度の枠組み」の第三の柱 をサポートし、強化することを企図している。

本ペーパーは、各国における透明性の向上や効果的な市場規律を促進するための、バーゼル委員会による継続的な努力の一環として公表されるものである。本ペーパーは、自己資本に関するディスクロージャーを強化するための当委員会の作業の主要な部分であり、かつ銀行の自己資本充実を促進する際に市場規律が果たす役割を高めるために行われるべきディスクロージャーについて詳述しようとするものである。

本ペーパーは、三つの分野にわたって提言を行っている。すなわち、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度である。バーゼル委員会はディスクロージャーや市場規律の向上に強く関与しており、「新しい自己資本充実度の枠組み」の市中協議と同じ時間的枠組みの中で、本ペーパーへのコメントを求める(すなわち 2000 年 3 月 31 日まで)。

市中協議ペーパー「新しい自己資本充実度の枠組み」で議論されているように、新しい枠組み及びその中の第三の柱の焦点は国際的に活動する銀行に当てられている。しかし、三本の柱として具体化されている本枠組みの指針は、個別行の状況を十分に考慮に入れるべきではあるが、一般的にいかなる国のいかなる銀行にも当てはまるものである。

バーゼル委員会は、本ペーパーに含まれる提言が、市中協議ペーパー「新しい

自己資本充実度の枠組み」に関する議論が進展し、実際の新しい枠組み自体が 出来上がる際に、さらに拡充される必要がありうることを認識している。

1.総論

バーゼル銀行監督委員会 (バーゼル委員会) 1が公表する本ペーパーは、銀行の自己資本の充実を促進する際に市場規律が果たす役割を強化するために、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度の分野において銀行が行うべきディスクロージャーについて述べたものである。本ペーパーは、1999年6月にバーゼル委員会によって公表された市中協議ペーパー「新しい自己資本充実度の枠組み」に続くものであり、特に、同ペーパーの第三の柱である「市場規律」をサポートし、拡充するための追加的な情報を提供するものである。

第三の柱は、透明性や情報開示が、市場規律や効果的な銀行監督を強化するために果たす役割について議論した「銀行の透明性の向上について」²と題するバーゼル委員会の報告書の中で展開された考え方に基づいている。さらに、バーゼル委員会は、最近、「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」、「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」、「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」を公表した。本ペーパーは、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、および自己資本充実度の分野におけるより詳細な指針を提供するものである。

バーゼル委員会は、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、および自己

¹ バーゼル銀行監督委員会は、1975 年に G10 諸国中央銀行総裁会議により設立された銀行監督 当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、および米国の銀行監督当局ならび に中央銀行の上席代表者により構成される。現在の議長は、ニューヨーク連邦準備銀行の William J McDonough 総裁である。委員会は通常、常設事務局が設けられているバーゼルの 国際決済銀行において開催される。

² 本レポートは、安全で健全な銀行システムの育成にあたっての、ディスクロージャーと透明性の役割について議論し、パブリック・ディスクロージャーと監督上の情報の必要性に関する一般的な指針を提示したものである。本レポートは、バーゼル委員会により 1998 年 9 月に公表された。

資本充実度の分野における現在のディスクロージャーの実務におけるギャップを識別しようと努めた。この目的のために、広範な情報利用者(例えば、格付機関、市場アナリスト)とのインタビューや様々な国における実際のディスクロージャー実務に関する調査を含む、いくつかの実態調査を行った。この結果、上記の分野において、より多くの詳細な情報が明らかに必要とされていること、また、現在開示されている情報にはニーズとのギャップがかなり存在することが示された。

本ペーパーの公表は、透明性や比較可能性を向上させるようなディスクロージャーを促すことを通してそれらのギャップを埋めるための、バーゼル委員会による努力を反映したものである。

バーゼル委員会は、現在のディスクロージャーの実務の程度はメンバー国間で異なり、本ペーパーに含まれる提言の一部は既にいくつかの国において実行されていることを認識している。しかし、バーゼル委員会は、銀行が十分な自己資本の水準を有することを確実にするために市場が果たし得る役割を強化することを目的として、メンバー国において銀行の自己資本充実を促進する際に、市場規律の役割が強化され、奨励されることが重要であると感じている。

本ペーパーの第2章では、自己資本に関するディスクロージャー強化の論理 的根拠を議論し、またバーゼル委員会によって検討される可能性のある将来の 指針について述べている。第3章は、自己資本の構造、リスク・エクスポージャ ー、自己資本充実度の分野の詳細なディスクロージャーの指針を提供している。

2. 自己資本に関するディスクロージャー強化の論理的根拠

バーゼル委員会は、いくつかの国際的な、また、各国における取組みを通じて透明性の向上や、市場規律の促進に関して進歩があったことを認識している。「新しい自己資本充実度の枠組み」の第三の柱は、これをさらに発展させ、自己

資本という重要な分野における具体的な指針を銀行に提供するものである。銀行や金融システムにおける安全性、健全性を促進することに加えて、これは市場が銀行全体の自己資本充実の状態を十分な情報に基づいて評価することを可能にすることにより、草案の枠組みの第一および第二の柱の双方をサポートし、強化するものである。

バーゼル委員会は、「新しい自己資本充実の枠組み」やその他の関係するペーパーで議論された三つの柱を、別々の取組みではなく、むしろ国際的な自己資本充実の枠組みを強化し、その全体の効率性や運営を改善させるために必要な、全体的な試みの中の相互補完的な構成要素として捉えている。本ペーパーで議論されている問題や、行われている提言はこうした文脈で捉えられるべきである。

本ペーパーに含まれた提言は全て重要で非常に有意義なものであるが、バーゼル委員会は、特に自己資本合意の枠組みのその他の部分に関する討議の結果が出された際に、ディスクロージャーに関する追加的な提言が必要になると考えている。

「銀行の透明性の向上について」は、透明性の重要さや、ディスクロージャーの強化が監督当局による努力を補完する際に果たす役割についてのバーゼル委員会の考えを示している。市中協議ペーパー「新たな自己資本充実度の枠組み」はこれに基づいたものであり、銀行の自己資本という文脈から透明性の重要さについて議論している。

銀行の自己資本が十分な水準で維持されることを確実にする際に、市場規律は非常に重要な役割を果たす。効果的なパブリック・ディスクロージャーは市場規律を強化し、市場参加者による銀行の自己資本充実度の評価を可能にし、また銀行に対して業務を安全、健全、効率的な方法で行う強いインセンティブを提供することができる。

自己資本の性質、構成要素、特徴についてのパブリック・ディスクロージャーは、市場参加者に対し、銀行が持つ財務上の損失を吸収する能力について重要な情報を提供する。革新的で、複雑、複合的な自己資本調達手段が銀行の自己資本の中で大きな割合を占める場合には、それらが十分に開示されることが重要である。なぜならば、そうした自己資本調達手段の性質が、銀行の自己資本の頑健性と質の高さ(integrity)について市場が評価することにかなりの影響を持つからである。

銀行の自己資本の水準や構成要素に関する情報は、リスク・エクスポージャーの意味のある開示とともに拡大されるべきである。銀行のリスク・プロファイル、すなわち、ある一定時点においてオン及びオフバランスシート業務に内在しているリスクや、その銀行がどのようなリスク・テイク意欲を有しているかということは、銀行の財務ポジションの安定性や、市場環境の変化に対する潜在的利益の感応度についての情報を提供する。

銀行が業務を行うダイナミックな金融市場や、増大するグローバルな競争と 技術革新がもたらす影響を前提にすると、銀行のリスク・プロファイルは非常に 急速に変化し得る。したがって、財務情報の利用者は、ある程度の期間に亘っ て意味を持ち続け、市場環境の変化に対する感応度を正確に反映するようなリ スクの測定方法を必要としている。

バーゼル委員会は透明性の概念を強く支持する。同委員会は、ディスクロージャーの向上や、透明性と市場規律の向上が一段と重要な監督上の手段となっていると考えており、全てのメンバー国が本ペーパーに含まれる提言をできるだけ早く採用することを推奨する。

3. ディスクロージャーの指針

バーゼル委員会が公表した市中協議ペーパー「新しい自己資本充実度の枠組み」は、信頼性と適時性のある情報の重要性と、そのような情報の提供について議論している。この章は、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、および自己資本充実度のディスクロージャーについて、より具体的な指針を提供するものである。ディスクロージャーは、重要性の概念に従って銀行の業務の規模や性質に合せて行われるべきである。提言されたディスクロージャーは、最低でも毎年、適当な場合にはより頻繁に行われるべきである。

自己資本の構造

提言1

銀行は、最低でも毎年、適当な場合にはより頻繁に、以下についての概要情報を開示すべきである。

(a) 自己資本の構造と、自己資本の構成要素 銀行は、自己資本の構成要素の額や自己資本の構造を、バーゼル自己資本合意における定義に基づいて開示すべきである。

- ・ Tier 1 の額および、以下の項目に関する個別の開示。
 - i) 株式払込資本金/普通株式
 - ii)非累積配当型永久優先株式
 - iii)子会社の少数株主持分
 - iv) 先進的もしくは複雑な資本調達手段³ (例えば、特別目的会社 < SPVs > の形態をとる少数株主持分および緩やかな < moderate > ステップ・アップ条項が付された Tier 1 資本調達手段) Tier 1 全体の中で、そのような手段によるものが占める比率を含む。
- Tier 2の額(upper Tier 2 と lower Tier 2 に分ける) および、重要な 構成要素に関する個別の開示。
- ・ Tier 1 と Tier 2 からの控除額

³ バーゼル委員会の 1998 年 10 月 27 日付プレス・リリースを参照。

- Tier 3 の額
- ・ 自己資本の総額

(b) 資本調達手段の条件と主な特徴

銀行は、全ての資本調達手段、特に、先進的な、複雑な、あるいは複合的な自己資本調達手段については、その発行条件や主要な特徴について、概要情報を開示すべきである。

開示された情報は、資本調達手段の損失吸収能力を明確に表しているべきであり、また、銀行の自己資本充実度の分析に影響を与える条件を含んでいるべきである。これは以下に関する情報が含まれる。

- ・ 満期(償還オプションに関する情報を含む)
- ・ 支払の優先順位
- ・ ステップ・アップ条項
- ・ 金利ないしは配当の繰延べとあらゆる累積的な性質
- ・ 特別目的会社 (SPVs)の利用
- ・ 主要なトリガー・イベント('trigger' events)に関する議論(例えば、 自己資本調達手段の性質やコストに影響を及ぼしうる、重大な条項の 発動やペナルティの実行を引き起こすような事象)
- ・ 複合的な資本調達手段に組み込まれたデリバティブの公正価値と条件

提言2

銀行は、資産と負債の評価、引当金および収益の認識のための会計方針に関する情報を開示すべきである。

この情報は、損益計算書上で生み出されるか、資本の部において直接に認識される、資本準備金の質や比較可能性を評価する際に重要である。このディスクロージャーは、バーゼル委のペーパーである「貸出金の会計処理および開示

についての健全な実務のあり方」において予見されているディスクロージャーを拡大させ得るものであり、また、バーゼル委は、当該分野における追加的なディスクロージャーを、どのような項目について行うことが適切かについて検討する予定である。

リスク・エクスポージャー

提言3

銀行は、リスク管理の戦略を含む、リスク・エクスポージャーについての定性的および定量的な情報を開示すべきである。

各リスク分野を議論するにあたり、銀行は、そのリスク・エクスポージャーの性質と規模を利用者が理解することを可能にするために、十分な定性的(例えば経営戦略)および定量的情報(例えばストレス・テスト)を提供すべきである。さらに、財務諸表利用者が銀行が抱えるエクスポージャーの趨勢を見通せるよう、前年までの情報との比較情報も提供されるべきである。

信用リスク

信用リスクのディスクロージャーは、利用者が、全行ベースおよび重要な分野別(significant components)の両面から、銀行の信用エクスポージャーの範囲と性質について理解できるものでなければならない。こうしたディスクロージャーは、銀行がどのように信用リスクを管理し、どの程度その戦略が有効であったかを利用者が理解するためにも十分なものであるべきである。「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」(マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的なディスクロージャー、収益に関する定量的なディスクロージャー、会計および評価方法に関する定性的なディスクロージャーについて議論したもの)および「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」(会計の方針や実務、信用リスクの管理、信用リスク・エクスポージャー、与信の質、収益に関するディスクロージャーに

ついて議論したもの)は、信用リスクの分野のリスク・エクスポージャーに関して銀行が行うよう努めるべきディスクロージャーの類型を示している。

マーケット・リスク

信用リスクと同様に、銀行はマーケット・リスク・エクスポージャーに関する 定量的および定性的情報の双方を提供すべきである。バーゼル委員会がこの分 野で必要と考えているディスクロージャーに関する提言は、「銀行と証券会社の トレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに 関する提言」において議論されている。

オペレーショナル、リーガル、およびその他のリスク

オペレーショナル、リーガルおよび戦略リスク等のリスク・エクスポージャーは計量化することが難しい。しかし、それらは高い重要性を持ち得るものであり、こうした分野に関連したディスクロージャーが行われるべきである。バーゼル委員会がオペレーショナル・リスクの規制上の扱いに関する提案を公表する場合には、オペレーショナル・リスクの要因に関する諸項目についてディスクロージャーを行うための、より詳細な要件が求められるようになるであろう。さらに、銀行は、バンキング勘定の金利リスクに関する定量的および定性的なディスクロジャーを行うべきである。

オペレーショナル・リスクのディスクロージャーでは、そうしたリスクの主要な種類に関する情報を含み、かつ、重大と考えられる特定の問題についても識別し、議論すべきである。リーガル・リスクのディスクロージャーは、法的偶発事象(係争中の訴訟を含む)や予測されている法的責任に関する議論を含む。銀行がこれらのリスクをどのように識別、測定、管理するかについては、リスク削減手法の利用を含めて、定性的な情報が提供されるべきである(例えば、利用される方法や組織的な手順等)。

自己資本充実度の測定

提言4

(a) 銀行は最低でも毎年、自己資本比率と、自己資本充実度に関するその他の情報を連結ペースで一般に開示すべきである。

市場参加者が銀行の自己資本充実度を評価することを助けるために、銀行は 最低でも毎年、バーゼル自己資本合意で示され、母国監督当局により実施され た方法に従って計算されたリスク・ベースの自己資本比率を、その他の関連情報 と共に開示すべきである。その他の関連情報には、将来の自己資本に関する目 標が含まれ得るが、機密性を有するような監督上の要求は非開示となるである う。こうした情報には、監督上の目的における連結の範囲についての情報も含 まれるべきである。

- (b) 銀行は、以下で説明するように、バーゼル自己資本合意で示されている方法 に従って計算されるリスク・エクスポージャーの測定値を開示すべきである。
- (i) バーゼル合意における信用リスクに関する所要自己資本の計算
 - オンバランスシートの資産(各リスク・ウェイト・カテゴリー < risk bucket> 毎の簿価とリスク・ウェート付け後の額を記載)
 - ・ オフバランスシート商品(各リスク・ウェイト・カテゴリーに関する名目額、与信相当額、およびリスク・ウェート付け後の額を記載)
- (ii) バーゼル合意におけるマーケット・リスクに関する所要自己資本の計算
 - a) 標準的アプローチ(該当する場合)

銀行は、マーケット・リスクに関するバーゼル合意上の所要自己資本が標準的アプローチの下でどのように計算されているかを理解するために必要な全ての関連情報を、適切な場合にはリスクの各構成要素に対する自己資本賦課額も含めて、開示すべきである。

b) 内部モデルアプローチ (該当する場合)

銀行は、マーケット・リスクに関するバーゼル合意上の所要自己資本が内部 モデルアプローチの下でどのように計算されているかを理解するために必要 な全ての関連情報を開示すべきである。リスク・エクスポージャーの開示指針 に関する章で議論されているように、個別の自己資本賦課について開示が行わ れるべきである。開示された情報は、使用されているモデルを理解するのに十 分なものとなるべきであり、最低でも以下の項目を含むべきである。

- ・ VAR に関する広範なデータ
- ・パラメーター
- ・ ストレス・テストに関する情報
- バック・テスティングに関する情報

提言5

銀行は、自己資本充実度に影響を及ぼす要因に関する分析を開示すべきである。これには、以下の項目が含まれる。

- (a) 自己資本の構造の変化、主な比率4および自己資本のポジション全体への影響
- (b) ストレス状況下で資本市場にアクセスする必要が生じた場合のコンティンジェンシー・プラン
- (c) 自己資本管理の戦略と自己資本に関する将来の計画についての検討 (開示 が適当である場合)
- (d) 銀行やその他金融機関への出資分が非控除となっていることの影響(該当する場合)

提言6

銀行は、経済資本をその業務活動へ配分する構造とプロセスを開示すべき

 $^{^4}$ 考慮されるべき具体的な比率は、個別銀行のおかれている環境や、自己資本の構造にどのような変化が生じたのかによって変わるであろう。しかし、自己資本に関連して考慮されるべき比率の例には、 $Tier\ 2$ の額/ $Tier\ 1$ の額、 $Tier\ 1$ の額/自己資本の総額、($Tier\ 1$ および $Tier\ 2$ からの控除額)/自己資本の総額、が含まれうる。

である。

市中協議ペーパー「新しい自己資本充実度の枠組み」の第二の柱は、監督上の検証と自己資本充実度の評価について議論している。そこでは、監督当局が、銀行の自己資本に関するポジションと戦略が、全体のリスク・プロファイルと整合的であることを確実にするために検証を行うこと、また、自己資本に関する戦略がリスクに対する十分な緩衝を提供しない場合に、監督当局による早期介入を可能とすることが提案されている。バーゼル委員会は、全ての銀行が自己資本充実度を評価し、自己資本の適切な水準を設定するための内部プロセスを持つことを提言している。このプロセスは客観的で、上級管理職により監督されるべきものであり、全ての銀行は、その内部プロセスの結果が説得的で信頼できることを示すべきである。

一部の銀行で使われている一方法として、資本の配分がある。資本の配分は、経済資本を銀行の業務活動別に割当てるプロセスで、一部の銀行にとっては自己資本の適正な水準を決定し、その自己資本を効率的に使用することを確実にするための有効な手段となっている。特に、資本の配分は、銀行が多様な商品に関するリスク調整後の収益性を比較し、また、自己資本が、銀行全体のベースと同様に、個別の業務活動ベースでも十分かどうか評価することを可能にする。また銀行は、情報の利用者が銀行の業務に内在するリスクや収益についてより良い理解が得られるように、異なる取引、商品、顧客、業務分野、組織単位(銀行の手法によって異なりうる)に配分された資本の額を開示することを検討すべきである。全ての銀行は、自らのリスクとの関係において、その自己資本充実度を判断するためのプロセスを有するべきである。

以上